

○条例案の修正

パブリックコメント実施にあたり提示した「堺市自転車のまちづくり推進条例（案）」について、検討の結果、下記の通り一部修正を行いました。

修正前	修正後
<p>(自転車利用者の遵守事項)</p> <p>第6条 自転車を運転する者（以下「自転車利用者」という。）は、道路交通法その他の関係法令を遵守して、<u>自転車の安全利用に努めるほか、次の事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 歩行者の安全に十分に配慮して自転車を運転すること。</u></p> <p><u>(2) 横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれのないときを除き、自転車を押して通行するよう努めること。</u></p> <p><u>(3) 乗車用ヘルメットの着用に努めること。</u></p>	<p>自転車利用者の遵守事項)</p> <p>第6条 自転車を運転する者（以下「自転車利用者」という。）は、道路交通法その他の関係法令を遵守するとともに、<u>歩行者の安全に十分に配慮して自転車を運転しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、次の事項に努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれのないときを除き、自転車を押して通行すること。</u></p> <p><u>(2) 乗車用ヘルメットを着用すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、自転車を安全に利用すること。</u></p>
<p>修正理由</p> <p>項を分け、第1項は義務規定（修正前の第6条第1号）、第2項は努力義務規定（修正前の第6条第2号及び第3号）とすることで、責務の違いがより明確になるよう修正いたしました。また、第2項第1号、第2号の事項に限らず自転車を安全に利用する必要があるため、第2項第3号で「前2号に掲げるもののほか、自転車を安全に利用すること」の条文を設けております。</p>	

<p>(迷惑運転に対する指導等)</p> <p>第10条 市は、自転車に起因する事故を未然に防止するため、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある運転（次項において「迷惑運転」という。）をする自転車利用者に対し、必要な指導を行うものとする。</p> <p>2 市は、悪質な迷惑運転が多発する区域がある場合においては、期間を定め、当該区域において、自転車の安全利用の啓発に重点的に取り組むものとする。<u>この場合において、市は、取締りの強化について大阪府警察に対し要請するものとする。</u></p>	<p>(迷惑運転に対する指導等)</p> <p>第10条 市は、自転車に起因する事故を未然に防止するため、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある運転（次項において「迷惑運転」という。）をする自転車利用者に対し、必要な指導を行うものとする。</p> <p>2 市は、悪質な迷惑運転が多発する区域がある場合においては、期間を定め、当該区域において、自転車の安全利用の啓発に重点的に取り組むものとする。</p>
<p>修正理由</p> <p>第2項後段を削除した理由としては、重点的に取り組む場合のみ大阪府警察へ取り締まりの強化を要請するものではなく、本条第1項に規定する迷惑運転をする自転車利用者に対しては必要に応じて取り締まりの強化について協力を依頼する必要があることから、削除いたしました。</p>	
<p>(学校等における教育等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、第1項及び第2項で定める事項を効果的に実施するため、堺市立学校園に対して自転車の安全利用に関する教育等を行う上で必要な<u>調整を行うものとする。</u></p>	<p>(学校等における教育等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 教育委員会は、第1項及び第2項で定める事項を効果的に実施するため、堺市立学校園に対して自転車の安全利用に関する教育等を行う上で必要な<u>指導、助言又は援助を行うものとする。</u></p>
<p>修正理由</p> <p>教育委員会が行う「調整」の具体的な内容として「指導、助言又は援助」という表現に改めました。</p>	